

ＩＣカード特約

1.（特約の適用範囲）

- （１）この特約は、当金庫が発行するカードのうち、ＩＣチップが付加されたカード（以下「ＩＣカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- （２）この特約は、当金庫が発行するＩＣカードの各規定（以下「カード規定」といいます。）の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫カード規定により取扱うものとします。
- （３）この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫カード規定の定義によるものとします。

2.（ＩＣカードの利用）

ＩＣカードは、次の場合に利用することができます。

- （１）当金庫所定のＩＣカードが利用できる預金機を使用して預金（または当座勘定）に預入れまたはカードローンの貸越金の臨時返済をする場合
- （２）当金庫所定のＩＣカードが利用できる支払機を使用して預金（または当座勘定）の払戻しまたはカードローンの貸越を受ける場合
- （３）当金庫所定のＩＣカードが利用できる振込機を使用して振込資金を預金口座、当座勘定またはカードローンからの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- （４）その他当金庫所定の取引をする場合

3.（ＩＣカードの発行時における手数料の取扱い）

新規発行、更新、再発行で、ＩＣカードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

以 上